

プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例施行規則

平成 17 年 6 月 30 日 岩手県規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 67 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売事業者の説明事項)

第 2 条 条例第 5 条に規定するプレジャーボート等の航行に関して遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 7 条に規定する所有者等、操縦者及び漁業者等の相互の連携及び協力に関する事項
- (2) 条例第 11 条から第 16 条までに規定する非正常状態での操縦の禁止、危険操縦の禁止、救命胴衣の着用、その他の事故の防止のための措置、事故等の発生時の対応並びに危険操縦等に対する勧告及び命令に関する事項
- (3) 条例第 17 条及び第 18 条に規定する損害賠償等に備えた措置及びその確認に関する事項

(危険な操縦方法)

第 3 条 条例第 12 条に規定する人の生命、身体又は財産に対する危険を生じさせる方法とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 衝突その他の危険を生じさせる速力でプレジャーボート等を遊泳者、他の船舶又は漁業の用に供する施設に接近させる操縦の方法
- (2) 遊泳者等、他の船舶又は漁業の用に供する施設の付近において、プレジャーボート等を急回転し、又は縫航する操縦の方法

(救命胴衣)

第 4 条 条例第 13 条に規定する救命胴衣とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）第 137 条第 2 項各号に掲げるものをいう。

(発航前の検査等)

第 5 条 条例第 14 条に規定する発航前の検査とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 燃料及び潤滑油の量の点検
- (2) 船体、機関及び救命設備その他の設備の点検
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、プレジャーボート等の安全な航行に必要な準備が整っていることについての検査

2 条例第 14 条に規定する連絡及び通信の手段の確保とは、航行中のプレジャーボートにおいて、携帯電話等を常に使用することができる状態にしておくことをいう。

(危険防止等措置)

第 6 条 条例第 15 条第 1 項に規定する水域における危険を防止する等の必要な措置とは、事故が発生したことを周囲に知らせ、又は自らが事故等が発生させた水域に当該事故により損壊した船舶及びその部品等を放置せず、速やかにこれらの回収を行うことその他危険及び新たな事故の発生を防止するために

必要な措置をいう。

(損害賠償等に備えた措置)

第 7 条 条例第 17 条に規定する損害保険契約の締結その他の措置とは、次のいずれかの措置をいう。

- (1) 条例第 17 条に規定する損害の賠償又は救護費用の納付（以下「損害賠償等」という。）に必要な金額を担保する損害保険契約を締結すること。
- (2) 損害賠償等に必要な資力信用を有すること。

(損害賠償等に備えた措置の確認等)

第 8 条 条例第 18 条第 1 項の規定に基づき損害賠償等に備えた措置の状況に関する書類の提出を求められた者は、損害賠償等に備えた財産措置状況等報告書（別記様式）を所管する広域振興局長又は地方振興局長に提出するものとする。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 98 号）

[略]

別記様式

損害賠償等に備えた財産措置状況等報告書	
<p style="text-align: center;">振興局長 様</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>
<p>プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例第18条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。</p>	
<p>プレジャーボート等の事故により生じる損害の賠償の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> (1) 損害賠償等に必要な保険契約を締結しました。</p> <hr style="border: 0.5px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> (2) 損害賠償等に必要な資力信用を有しています。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">資力信用の内容（複数選択可）</p> <p><input type="checkbox"/> ア 給与所得</p> <p><input type="checkbox"/> イ 預貯金</p> <p><input type="checkbox"/> ウ 自己が所有する不動産（家屋、土地等）</p> <p><input type="checkbox"/> エ その他</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">内容を具体的に記入してください。</p> </div> </div>

備考1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 「プレジャーボート等の事故により生じる損害の賠償の方法」の欄（以下「方法欄」という。）は、該当する項目の□に㊟印を付してください。

3 次の書類を添付してください。

- (1) 方法欄(1)の項目の□に㊟印を付した場合 損害保険に加入していることを確認することができる書類（保険証券の写し）
- (2) 方法欄(2)アの項目の□に㊟印を付した場合 前年の所得を証明する書類（源泉徴収票又は市町村長が発行する課税証明書等）
- (3) 方法欄(2)イの項目の□に㊟印を付した場合 預貯金の内容を確認することができる書類（通帳の写し等）
- (4) 方法欄(2)ウの項目の□に㊟印を付した場合 不動産の所有者を確認することができる書類（登記事項証明書等）
- (5) 方法欄(2)エの項目の□に㊟印を付した場合 自己が所有する財産等の状況を確認することができる書類

(A 4)